

2024年6月13日

日本共産党県議団

齊藤 信

高田一郎

大船渡労働基準監督署からの是正勧告と指導を踏まえ、早期に実態調査を行うとともに、 超過勤務手当の不払い分の支給を実施することを求める申し入れ

大船渡労働基準監督署は、3月21日付で、県立大船渡病院に対し「是正勧告と指導」の通知を行いました。

「是正勧告」では、「労働時間が8時間を超えているにもかかわらず、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えていないこと」を指摘。

「指導」では、「看護師について出退勤記録及び差し戻し記録を確認したところ、残業時間が適切に申告されていないおそれがあることから、過去11カ月（令和5年4月1日）に遡って、出退勤記録や電子カルテログ記録等による労働時間記録を確認するほか、当該労働時間記録を示したうえで各労働者から事実関係について聞き取りを行うなどの実態調査を行い、その結果について、令和6年5月10日までに報告すること」

「実態調査の結果、差額の割増賃金の支払いが必要な場合は、追加で当該差額を支払うとともに、当該支払い状況についても併せて報告すること」

「実態調査の結果、労働時間が適正に把握されていない状況が認められる場合は、同種事案の再発防止のため、具体的な対策について検討の上、検討した結果とその実施状況について、令和6年5月10日までに報告すること」を指摘しました。

「是正勧告と指導」が通知されてから、2か月半余が経過しましたが、大船渡病院における実態調査等の対応が遅々として進まない状況となっています。

大船渡病院当局が、県医労大船渡病院支部からの切実な実態を踏まえた要望と告発、県議会での繰り返し改善を求める論戦を受けての大船渡労働基準監督署の「是正勧告と指導」をしっかり受け止めて、誠実に対応するとともに、早期に超過勤務の不払い分の支給を行うよう下記の事項について、医療局長が責任を持って対応することを申し入れます。

記

- 1、5月10日までに報告が求められた実態調査とその結果はどうなっているかを明らかにすること。
- 2、「是正勧告と指導」で実態調査の内容は具体的に指摘されており、いつまでに実態調査を完了するのか、今後の具体的な計画を示すこと。
- 3、大船渡労働基準監督署による「是正勧告と指導」の内容を県医労大船渡病院支部、並びに看護師・職員等に明らかにし、実態調査の計画と進捗状況を知らせるとともに、実態調査への協力を求めること。
- 4、実態調査の結果を踏まえ、早期の超過勤務の不払い分の支給を行うとともに、再発防止策を明らかにすること。
- 5、大船渡病院における看護師等の超過勤務の申請を認めない異常な事態が発生し、改善できなかった原因と責任を明らかにすること。

以上